



# 鳥取県公報

平成12年6月2日(金)

第7185号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（県民生活課）…………… 1
- 特定計量器の定期検査の実施（経済通商課）…………… 2
- 木材業者及び製材業者の登録（林務課）…………… 3
- 公共測量の実施（管理課）…………… 4
- ◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域課）…………… 4
- ◇ 公 告 調理師試験の実施（健康対策課）…………… 5
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）…………… 6
- ◇ 雑 報 平成12年度宅地建物取引主任者資格試験の実施（住宅課）…………… 7

## 告 示

### 鳥取県告示第353号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表 示 さ れ た 発 行 所 名
6445	雑誌その他の 刊行物	Vacuum! Vol. 1	な し	コマンド社
6446	〃	Vacuum! Vol. 3	な し	〃
6447	〃	衝撃! 女穴調査書 耳鼻口膣尿道腔肛門	雑 誌 64162-59	三和出版 株式会社
6448	〃	インモラルスクールガール Vol.2	雑 誌 63422-74	株式会社 晋遊舎
6449	〃	DICK【ディック2000年2月号】 No.183/2000-2	雑 誌 16515-2	株式会社 大洋書房
6450	〃	アップル写真館 2000 2月号 VOL.124	雑 誌 11459-2	株式会社 大洋図書
6451	〃	アダルト【超A級裸体ワイセツ伝説】	雑 誌 67861-94	ぶんか社

6452	〃	桃色おしりにBinBinBin! 保存版 ゴージャス制服少女凌辱写真集	なし	みこすり図書
6453	〃	ウレッコ第15巻第2号通巻第179号	雑誌 01851-2	ミリオン出版
6454	〃	好色江戸の枕絵 VOL5 独占旧華族秘蔵枕絵蔵出秘画十二景	雑誌 68911-21	雄出版 株式会社
6455	〃	艶ミセス30 三十路画報	雑誌コード 09308-04	株式会社 英和出版社
6456	〃	濡れパン・淫すトールPART2 鈴木重機激写集7	なし	黒田出版興文社
6457	〃	PIXYCOMIX成年コミック まんがワイ4	雑誌 56510-09	オークラ出版
6458	録画テープ	奥さん7人お乳を飛んで感度良好	ES-03	株式会社 エナメルシューズ
6459	〃	フェロモンミルクFMギャルズ GAL'S IDOL 1	FM-01	ギャルズ・アイドル
6460	〃	極悪株式会社 非合法レイプシリーズ	GC-021	株式会社 フリーメイソン
6461	〃	女子寮の秘密 汚れた制服	GC-022	〃
6462	〃	セックスパラダイス VOL.1 コギャル乱交4P編	NAPA-06	多人数SEX研究会
6463	〃	潮吹きラブ・マシーン 音羽しおん	002	不明
6464	〃	白液軍団!!女子高生強制ワイセツ20	006	〃
6465	〃	ハイスクール放課後白書 女子高天国	007	〃
6466	〃	看護婦露出指令 小高ゆう	Ga-3	Galaxy
6467	〃	ナメダルマ先生のスーパーHクリニック② 麻生菜月	CP-010	MAJESTIC CO.
6468	〃	放課後・ラブラブモード~恥ずかしいこと聞かないで~②	can-002	不明

## 鳥取県告示第354号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 特定計量器検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
倉吉市	平成12年7月3日から平成13年3月30日まで	当該特定計量器の所在の場所

## 2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
倉吉市	平成12年7月3日	午前10時から午後3時まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成12年7月4日	〃	〃
〃	平成12年7月5日	〃	〃
〃	平成12年7月6日	〃	〃
〃	平成12年7月7日	〃	〃
〃	平成12年7月17日	午後1時から午後3時まで	〃
〃	平成12年8月1日 から同月31日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

## 鳥取県告示第355号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和30年鳥取県条例第34号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
鳥 木 第 1 号	平成12年 4月1日	岩美郡国府町宮下216-1	山本二郎
八 木 第 1 号	〃	八頭郡佐治村大字尾際594	光浪 優
八 木 第 2 号	〃	八頭郡若桜町大字若桜1122-1	有限会社瀬戸商店 代表取締役 瀬戸和由
八 木 第 3 号	〃	八頭郡智頭町大字埴師355-1	宮坂隆明
八 木 第 4 号	〃	八頭郡智頭町大字智頭1539-21	白間林業 白間友彦
八 木 第 5 号	〃	八頭郡郡家町大字郡家763-10	株式会社鳥取林業サービス 取締役社長 山根英明
倉 木 第 1 号	〃	東伯郡三朝町大字森585-7	前田公之
倉 木 第 2 号	〃	倉吉市広瀬942	谷口純一
米 木 第 3 2 号	平成11年 11月29日	米子市熊党319-7	有限会社亀尾商店 代表取締役 亀尾征治
米 木 第 3 3 号	平成12年 2月7日	境港市外江町3754-3	株式会社日新 代表取締役 又賀清一
米 木 第 1 号	平成12年 4月3日	米子市吉岡373	王子緑化株式会社 大阪支店米子営業所 所長 山下 薫

米 木 第 2 号	〃	西伯郡岸本町丸山1469	松田俊夫
米 木 第 3 号	平成12年 4月7日	西伯郡名和町大字加茂1067-1	有限会社名和林産 代表取締役 荒松廣志
日 木 第 1 号	平成12年 4月3日	日野郡日南町神福406	増田利夫
日 木 第 2 号	〃	日野郡日野町黒坂1169-1	有限会社シンコウ産業 代表取締役 世垣茂男
日 木 第 3 号	〃	日野郡溝口町三部612	米原喜久重
日 木 第 4 号	平成12年 5月22日	日野郡江府町大字下安井291	槇田弘己

## 2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八 製 第 1 号	平成12年 4月1日	八頭郡若桜町大字若桜1344-1	若桜木材協同組合 代表理事 門村正行
八 製 第 2 号	〃	八頭郡智頭町大字智頭2694	協同組合智頭製材工業 理事長 山根 修
米 製 第 2 0 号	平成11年 11月29日	米子市熊党319-7	有限会社亀尾商店 代表取締役 亀尾征治
米 製 第 1 号	平成12年 4月17日	境港市外江町3666	平成木材株式会社 境港支社 専務取締役境港支社長 玄行英男
日 製 第 1 号	平成12年 4月3日	日野郡日南町神福1318	伊藤 武

## 鳥取県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理に伴う出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成12年6月1日から同年9月29日まで
- 3 作業地域 倉吉市湊町地内

## 公安委員会規則

## 鳥取県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部改正する規則をここに公布する。

平成12年6月2日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

## 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県鳥取警察署の項中「鳥取市大覚寺警察官駐在所」を「鳥取市吉成警察官駐在所」に、

鳥取市野坂
-------

警察官駐在所 

鳥取市野坂
-------

 を 

鳥取市嶋警察官駐在所
------------

鳥取市嶋
------

 に改め、同表鳥取県米子警察署

の項中「車尾」の次に「、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾五丁目」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成12年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

## 2 試験の日時

平成12年9月5日（火）午前8時50分から正午まで

## 3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所大会議室（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市柁町一丁目160）

## 4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学  
(5) 食品衛生学 (6) 調理理論 (7) 食文化概論

## 5 受験手続

## (1) 書類の提出先

- ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所  
イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

## (2) 提出書類

- ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し（卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。）

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外にあっては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者と同等以上の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成12年7月12日(水)から同月19日(水)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成12年7月19日(水)までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 合格者の発表は、原則として試験後21日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康対策課（鳥取市東町一丁目220）又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。

問い合わせ先電話番号は次のとおり

・健康対策課（0857-26-7862）

・鳥取保健所（0857-22-5162）

・倉吉保健所（0858-23-3149）

・米子保健所（0859-31-9320）

・鳥取保健所郡家支所（0858-72-0132）

・米子保健所根雨支所（0859-72-0041）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年6月2日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成12年7月6日 午前10時00分から午後4時30分まで	米子市糀町一丁目151 鳥取県米子警察署	鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者
経験者講習		平成12年7月13日 午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署 の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

### (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

### (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

### (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

# 雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成12年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成12年6月2日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河 野 正 三

### 1 試験の日時 平成12年10月15日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

### 2 試験の場所 鳥取市湖山町北二丁目401 鳥取県立鳥取商業高等学校

## 3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造物及び種別に関すること。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令 平成12年4月1日現在施行されている法令による。

## 4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、指定講習修了者については、45問とする。

5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

## 6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間 平成12年7月3日(月)から同月28日(金)までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県土木部住宅課並びに鳥取、倉吉及び米子の各土木事務所建築住宅課

## 7 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 7,000円

(2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)

## 8 受験申込

(1) 申込期間及び時間 平成12年7月24日(月)から同月28日(金)までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所 次の場所に、(3)の書類を提出すること。なお、郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館2階)へ、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成12年7月3日(月)から同月28日(金)までの日付の消印のあるもの)に限り有効

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館1階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市東巖城町120-2 ヨコジウビル3階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市目久美町34-17

(3) 提出書類

ア 受験申込書(裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 写真1葉(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 指定講習修了者にあつては、講習修了者証

(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

## 9 合格発表

(1) 発表の期日 平成12年11月29日(水)



(2) 発表の方法 8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 (電話 0857-23-3569)